

**大学・国立研究開発法人の  
外国企業との連携に係るガイドライン  
－適正なアプローチに基づく連携の促進－**

---

**(中間とりまとめ)**

**令和元年10月  
内閣府 政策統括官  
(科学技術・イノベーション担当)**



# ガイドラインの概要

## I. 基本的な考え方

- グローバルな競争を勝ち抜くためには、**国内外を問わず**一流の企業・研究機関との連携強化が不可欠
- 一方、「意図せざる技術流出」を防ぐため、関係**法令遵守**、**リスクマネジメント**は高いレベルで必要
- 各機関の**活動目的に則した**外国企業との連携方針や、連携を開拓、維持、発展させる**組織的な仕組みづくり**が必要（情報発信強化、連携相手の探索機能強化、専門人材）
- **win-win**の関係を目指した連携の構築

①適正なアプローチ ②外国企業との連携促進 ③連携機能強化

## II. 法令・規則等

- 外国企業との連携において**遵守すべき法令・規則等**
  - 安全保障貿易管理
  - 不正競争防止法（営業秘密の保護）
  - その他の法令・規則

## III. リスクマネジメント

- 法令遵守に加えた**リスクマネジメント体制の構築**
  - 産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメント
  - 機微技術管理の国際動向

## IV. 実務的な留意事項

- **戦略・体制整備とプロセスの管理**
  - 連携戦略・体制の整備
  - 連携プロセスの管理
  - モニタリング・フォローアップ

## V. 外国企業との連携の具体的な取組事例

- **好事例の横展開**を通じた積極的な取組の促進
  - 外国企業との積極的に進めている国内の大学・国研等の取組事例
  - 海外の大学・研究機関の取組事例

I. 基本的な考え方

II. 法令・規則等

III. リスクマネジメント

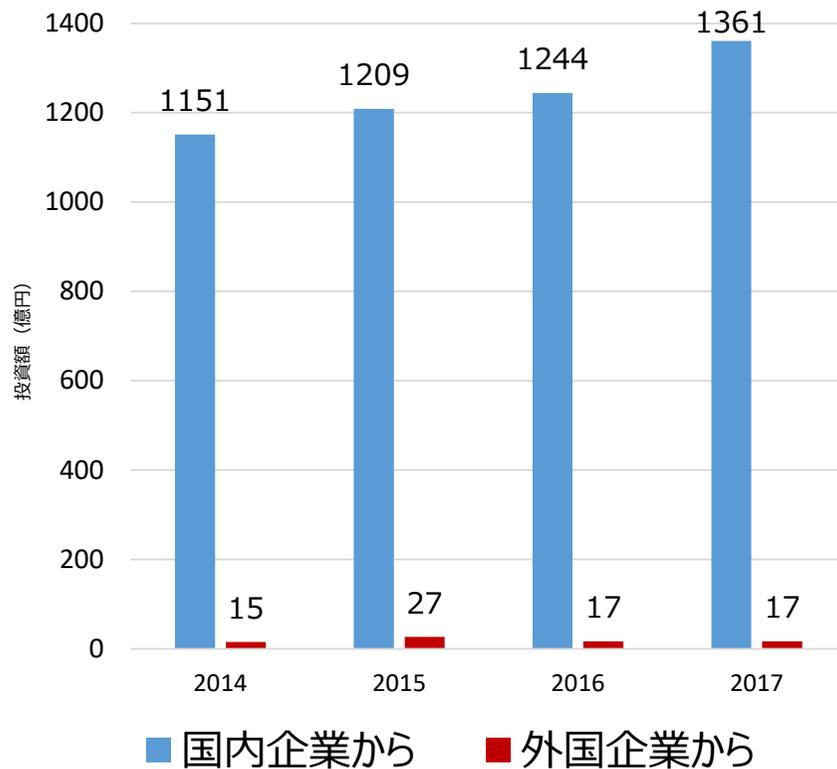
IV. 実務的な留意事項

V. 外国企業との連携の具体的な取組事例

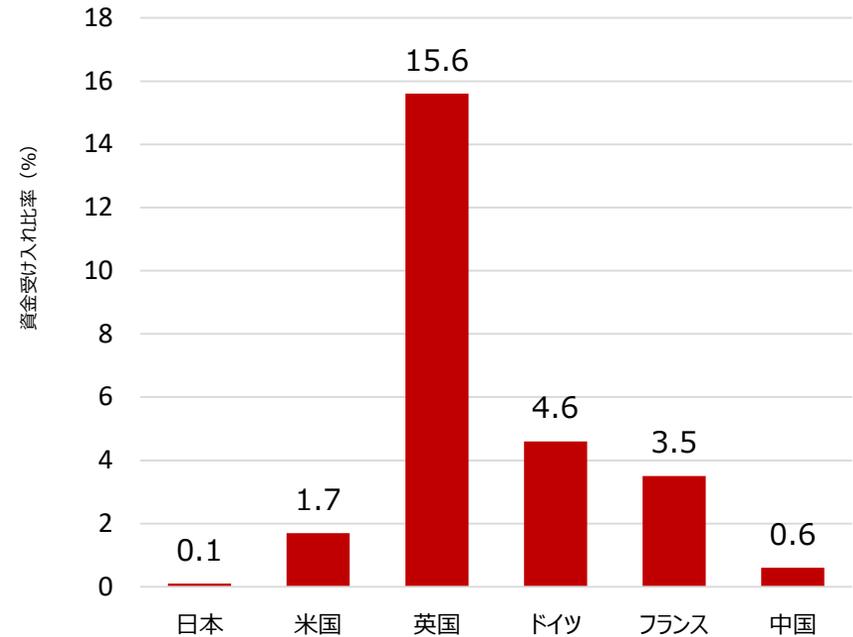
## 外国企業との現状（1）

・外国企業と日本の大学・国研等の連携実績は少なく、資金受け入れ、研究力強化の面で課題となっている。

### 企業から大学・国研等への投資額



### 外国から大学への資金受け入れ比率の比較



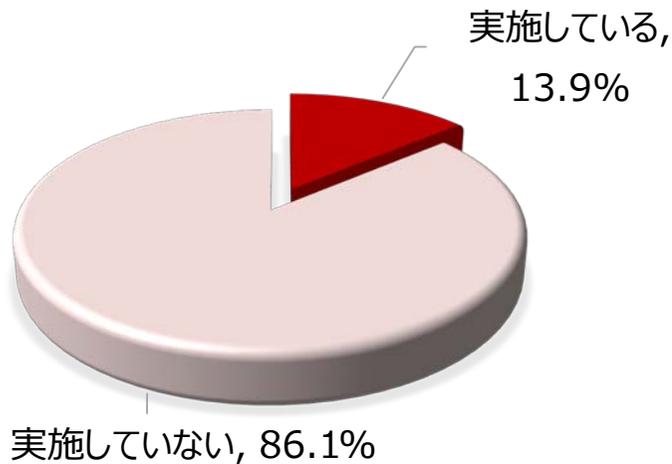
出典：総務省「科学技術研究調査」を基に内閣府で作成

出典：経済産業省「我が国の産業技術に関する研究開発活動の動向と主要指標調査データ（第173版）」（平成30年2月）を基に内閣府で作成

## 外国企業との現状（2）

- ・多くの大学における産学官連携活動は国内企業とのみ実施に留まる。
- ・連携が進まない理由として、専門スタッフの不在、不足があげられている。

### 大学の国際産学官連携の実施状況



### 体制面で国際産学官連携の実施に対応できない主な理由

・ 海外企業等のニーズを探索する内部スタッフや外部専門家がない（少ない）	84.7 %
・ 国際的な契約等の事務手続に対応できるような、高度な技術を持った内部スタッフや外部専門家がない（少ない）	79.7 %
・ 国際的な契約等を交わすことによって生じる事務作業量の増加に対応するための内部スタッフが足りない	66.5 %
・ 海外企業等のニーズに対応できる研究者がない（少ない）	42.6 %
・ 国際的な産学連携に意欲的な研究者がない（少ない）	33.0 %
・ 大学の経営層が、国際的な産学官連携に消極的である	7.3 %
・ その他	4.8 %

## 外国企業との現状（3）

- ・「外国企業との連携に躊躇」「組織的な取組が不足」「専門人材不足」は外国企業側、大学・国研側とも課題としている

### 外国企業、日本の大学・国研等へのヒアリング結果

	<外国企業からみた日本の大学・国研等>	<日本の大学・国研等へのヒアリング>
積極性	・外国企業との連携に不慣れな大学は躊躇する傾向	・外国企業との連携の方策に確信が持てず、連携によるリスクを考えてしまう
連携構築	・産学官連携につながる組織的な取組が不足	・研究者の個人的なつながりから共同研究が始まる場合が多い
専門人材	・連携組織に専門人材が少ない	・外国企業との連携で活躍する専門人材が不足している
契約	・日本固有の契約条件を要求される	・国内・外国企業いずれも研究契約条件は同一
研究推進展開	・企業ニーズを汲み取る、研究をビジネスにつなげようとする意欲が不十分	・研究進捗管理、秘密情報管理など研究内容にかかわることは研究者任せになることが多い

## 外国企業との現状（４）

・大学・国研等は、法令や規則で設置目的や活動のルールが定められており、外国企業との連携においても、その目的やルールに則した対応が求められる。それぞれの機関に合った外国企業との連携で公益に資することが重要

### 教育基本法（平成十八年法律第百二十号）

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

### 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

#### 第二条

3 この法律において「国立研究開発法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中長期的な視点に立って執行することが求められる科学技術に関する試験、研究又は開発（以下「研究開発」という。）に係るものを主要な業務として国が中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

## 適正なアプローチに基づく連携の促進

- ・国内外を問わず一流の企業・研究開発機関との連携強化が不可欠
- ・海外企業との連携による資金獲得を通じた研究力向上

- ・「意図せざる技術流出」を防ぐ関係法令遵守
- ・リスクマネジメントの体制整備

## 適正なアプローチに基づく 外国企業との連携促進

- ・各機関の活動目的に則した外国企業との連携戦略の策定
- ・連携プロジェクトを発展させる組織的な仕組みづくり
- ・外国企業とのwin-winの関係を目指した連携の構築

以下のような効果も期待

- ・大学と外国企業との連携から、日本企業の優れた技術の展開など、産業振興への貢献
- ・日本の技術の展開など産業を通じた世界への価値提供

I. 基本的な考え方

II. 法令・規則等

III. リスクマネジメント

IV. 実務的な留意事項

V. 外国企業との連携の具体的な取組事例

- 1 安全保障貿易管理
- 2 不正競争防止法（営業秘密の保護）
- 3 その他の法令・規則

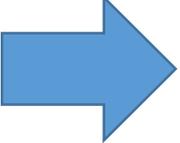
（日本版バイ・ドール規定における知的財産の扱い／委託費・補助金のルール／他国の特許法令等）

## 【要点】

- 安全保障貿易管理は、産学官連携で実施される技術の提供も管理対象となる。各機関の規模に則した管理体制の構築、経営層や研究者の理解と協力が不可欠。
- 営業秘密の管理は人材流動性、悪意のある接触、法令の違い、持ち出し発覚後拡散防止が困難等に特に留意。
- 産業技術力強化法の日本版バイ・ドール規定で、政府資金の研究開発から派生した知的財産権を第三者に技術移転する場合は、国等の承認が必要。国の委託費や補助金に関連する研究においては、交付要綱等においてルールを規定。

# 安全保障貿易管理

- 安全保障貿易管理は、軍事転用可能な高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等を開発等している国などに渡らないよう、これらへの直接輸出や迂回輸出を国際的に協調して防止するための取組。
- いわゆる民生技術であっても軍事転用可能な貨物や技術は、適切な管理が必要。
- 「貨物の輸出」のみならず「**技術の提供**」も対象となる。



## 外国企業との連携時には、対応必須

### 【課題】

- 各機関の特性に見合ったあり方を実施する必要があるものの、例えば**中小規模大学・国研等の体制構築、研究者等への普及啓発等**が課題。
- 法令遵守事項であり、取組の意義と必要性を**経営層、各研究者が十分に認識**することが重要。

### 参考：

経済産業省貿易管理部

「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第三版」

特定非営利活動法人産学連携学会

「安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン」

「研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン」

# 不正競争防止法（営業秘密の保護）

- ・ 企業等との共同研究に際して、**秘密情報（営業秘密）の管理**が大学・国研等にも当然に求められる。
- ・ 国内・海外企業を問わず。秘密保持契約、共同研究契約で定めに従うのみならず、法令遵守の対応が必要。
- ・ 共同研究で企業から開示された秘密情報を**大学・国研内で適切に管理**することが必要

## ■ 想定される営業秘密管理でのリスク

### 大学・国研内（研究室内）での 秘密情報漏えい

- ・ 秘密情報管理の不徹底
- ・ 共同研究先から受領した秘密情報の漏えい（学生の関与）
- ・ 他の共同研究秘密情報とのコンタミネーション

### 共同研究成果の 漏えい

- ・ 実験データ等の不正持ち出し
- ・ 相手国で勝手に特許出願
- ・ 研究成果の不当な権利主張

### 共同研究相手による 不正取得

- ・ 大学・国研内（研究室内）の秘密情報の不正持ち出し
- ・ 他の共同研究（競合企業等）にかかる秘密情報の不正持ち出し

**当該共同研究の「契約の定めに従い損害賠償」に加えて「刑事責任」の可能性のみならず、自らの研究成果、ノウハウを失う場合や、他の共同研究にかかる損害賠償等も**

参考：

経済産業省

「営業秘密管理指針」

「大学における営業秘密の管理指針作成のためのガイドライン」

# その他の法令・規則

## ○ 産業技術力強化法（日本版バイ・ドール規定）

（国が委託した研究及び開発の成果等に係る特許権等の取扱い）の定めに従う場合には、委託研究開発に係る知的財産権について、**100%受託者（民間企業等）に帰属**させることができる。

対象となる知的財産権を外国企業等に技術移転する場合

- 
- ・技術移転の前に、**国（または国立研究開発法人等）の承諾**を得なければならない。
  - ・ライセンサー企業に、日本政府が必要と認めた場合には、**日本政府に無償で実施許諾**する必要があることを告知する必要がある。

## ○ 委託費・補助金のルール

国の研究委託や補助金に関連する競争的資金による研究においては、交付要綱等にそのルールが規定。

## ○ 他国の特許法令

- ・ 成果の取り扱いを定める場合、相手国の特許法令等に留意する必要がある。特に、共同出願の場合、我が国の特許法では、各共有者の同意なくして、**共有の特許の第三者への実施許諾**（通常実施権、専用実施権）、譲渡、質権の設定はできない。しかし、他国では必ずしも各共有者の同意が必要とされていない場合がある。
- ・ **発明地が日本以外の場合、当該国を第1出願国**としなければならないとする国がある。

I . 基本的な考え方

II . 法令・規則等

**III . リスクマネジメント**

IV . 実務的な留意事項

V . 外国企業との連携の具体的な取組事例

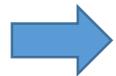
## 産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメント

- ・法令や規則の遵守に留まらず、**大学・国研等の個々の事情や特徴、個別の共同研究等の実態**に即した適切なリスクマネジメントが必要。
- ・外国企業との連携においては、安全保障貿易管理を主とする法令・規則の遵守に加え、大学・国研等の方針、将来発生しうるリスクや国際連携等における**レピュテーションを考慮したマネジメント**が求められる。
- ・活動を抑制するものではなく、組織及び研究者が**産学官連携活動を加速させやすい環境を醸成**することにつながる。

米国の有力大学の例：

法令で連携を禁止されていないものの、リスク発生が懸念される企業や機関との連携を**ハイリスクパートナーング**として扱い、案件毎に慎重な判断をしている。

「重要技術情報又は知財の流出リスク」「レピュテーションリスク（評判リスク）」を重要視



産学官連携の推進、レピュテーションの棄損を防止する攻めの防衛姿勢

東京大学政策ビジョン研究センター 政策提言「米国大学が行うハイリスクパートナーング管理の実態と日本の大学への示唆（暫定版）」（平成31年2月）

参考：

文部科学省科学技術・学術審議会 産業連携・地域支援部会大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会  
「大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性について」

## 機微技術管理の国際動向

- ・近年、諸外国において未成熟だが先進的かつ革新的な技術（**エマージング技術**）を国際レジームで規制の対象とする等、技術管理を強化する動きがある。
- ・米国では、エマージング技術、基盤技術の規制を強化する動きが具体的に進んでいる。

 外国企業や大学、研究機関と共同研究を積極的に進めるためには、**相手国側の規制を踏まえたリスクマネジメント管理**が必要  
管理体制が不十分である大学・国研等は、**先進的な連携活動から排除されるリスク**

### 米国政府が規制を検討中のエマージング技術に係る14技術分野

(1) バイオテクノロジー	(8) 補給関連技術
(2) AI・機械学習	(9) 付加製造技術(3Dプリンタ等)
(3) 測位技術(Position, Navigation, and Timing)	(10) ロボティクス
(4) マイクロプロセッサ	(11) ブ레인コンピュータインターフェース
(5) 先進コンピューティング	(12) 極超音速
(6) データ分析	(13) 先端材料
(7) 量子情報・量子センシング技術	(14) 先進セキュリティ技術(advanced surveillance)

注：上記分野を中心に具体的な規制対象技術を検討

- I . 基本的な考え方
- II . 法令・規則等
- III . リスクマネジメント
- IV . 実務的な留意事項**
- V . 外国企業との連携の具体的な取組事例

## 実務的な留意事項の全体像

### 連携に向けた方針

- ・連携方針・戦略
- ・組織的な産学官連携活動

### 組織体制の整備

- ・関連規定の整備
- ・組織の設置
- ・専門人材の確保
- ・専門人材の育成

### 連携プロセスの管理

- ・連携企業の探索
- ・機関内での意向の確認
- ・相手企業の情報把握
- ・連携スキームの検討
- ・秘密保持契約締結後、相手機関との交渉
- ・研究計画の検討
- ・契約条件の合意
- ・合意内容の確認、周知
- ・安全保障貿易管理対応・リスクマネジメント

### 外部組織との連携

- ・専門家・専門機関
- ・他の大学・研究機関

### 連携事業のモニタリング・フォローアップ

## 外国企業との産学官連携に向けた方針・体制の整備

### 連携方針

- ・海外への事業展開方針、共同研究・技術移転方針の明確化
- ・トップ層の理解を得つつ、組織、研究者での共通認識（ポリシー・基本的な考え方 等）

### 体制の整備

- ・専門家の参画や業務サポートが重要
- ・専門人材がない場合には、外部機関との連携体制を整備
- ・関連規定の整備

### 組織的な産学官連携活動

- ・顧客管理データベース構築など情報共有
- ・間接経費率アップなど、コスト負担を明確にして、組織体制維持
- ・引き合いの多い研究シーズの動向を常に把握
- ・研究者とURA、研究支援部門の日常のコミュニケーション

## 連携プロセスの管理（１）

### 連携企業の探索

- ・企業は研究者個人にアプローチ。個人のつながりに加えて組織的な取組の展開（専門人材の措置、仲介会社の活用、諸外国で産学官連携イベント開催等）

### 機関内での意向の確認

- ・連携対象となる研究の進捗状況確認（基本特許の権利化、他企業との連携、競争的資金）
- ・研究者の希望、キャパシティの把握

### 相手企業の情報把握

- ・相手企業の情報（民間企業の信用情報利用、仲介専門会社への調査依頼）
- ・相手企業の本社のある国の情報（関係法令等）

### 連携スキームの検討

- ・交渉開始前に実現可能性の高い案を準備（連携方法の検討、開示する秘密情報の確認、関連する知的財産の確認、連携によるリターン・リスク分析）

## 連携プロセスの管理（２）

### 秘密保持契約締結後、相手機関との交渉

- ・交渉時、法務の専門家の助言や仲介機関の支援を受ける体制
- ・相手側の研究実施能力の把握（研究者の経歴、業績など）
- ・この連携で果たす自機関の役割についての共通認識

### 研究計画の検討／契約条件の合意

- ・相手側との十分な協議をすすめ、成果に近づく効果的な研究計画の立案
- ・研究計画の立案と合わせて、専門家の支援をうけつつ契約条件の合意

### 合意内容の確認、周知

- ・研究者の他の研究活動や知財活用に大きな制約が加わることはないか。機関のルールに従っているか。
- ・契約内容や条件の研究参加者への周知

### 安全保障貿易管理対応・リスクマネジメント

- ・機関のルールに従い対応

## 連携事業のモニタリング・フォローアップ

- ・進捗の把握（会合への参加、議事概要の記録 等）

- I. 基本的な考え方
- II. 法令・規則等
- III. リスクマネジメント
- IV. 実務的な留意事項
- V. 外国企業との連携の具体的な取組事例

# 外国企業との連携の具体的な取組事例

## 連携の考え方・基本スタンス、組織体制整備の取組事例

- ・外国企業との連携の考え方
- ・知的財産の取扱の基本スタンス
- ・知的財産技術移転の基本スタンス
- ・知的財産ライセンスの基本スタンス
- ・ドイツの公的研究機関の基本スタンス
- ・米国の公的研究機関の基本スタンス
- ・米国公的研究機関の知的財産移転の基本スタンス
- ・フランスの大学の基本スタンス
- ・米国の大学の基本スタンス
- ・国際法務担当部署の設置
- ・専門人材の育成
- ・サテライトオフィスに専門人材配置
- ・仲介会社と連携
- ・産学官連携の統合的な運営
- ・専門人材の活用
- ・TTOによる管理 (TTO : Technology Transfer Office)

## 連携プロセス、モニタリング、フォローアップの取組事例

- ・諸外国での産学官連携イベント開催
- ・会員組織の構築
- ・CRMシステム活用
- ・コストに見合う費用請求
- ・間接経費率の上乗せ
- ・連携企業の信用調査
- ・安全保障貿易管理の徹底
- ・既存の共同研究とのバッティングの確認
- ・契約条件の確認
- ・研究進捗管理

## 事例 1 外国企業との連携の考え方（日本：国研）

外国企業との連携に関する基本的な考え方を以下のとおり明確にしている。

- ① 外国資本の企業でも、日本国内でサービスを提供し、**雇用を生み出し、税金を支払っている場合は**、当該企業の日本国内における貢献として捉えることが可能である。
- ② 研究成果、**技術は使われてこそ価値を発揮することができる**という側面から、国費で研究開発した成果を、日本国内における貢献が見られる外国企業に使わせることは、成果を海外に譲渡することにならず、国益に反するとは考えられない。
- ③ 日本国内で大規模な活動を行っていないなくても、その商業活動の結果、**日本企業のビジネスにおいて大きなプラスの貢献**をする外国企業との連携は、国益に反するとは言えない。
- ④ **日本国内に既にその製造業がほぼ存在しなくなっているような場合**、外国企業と連携してその成果を広く世の中に普及させることは、日本を含めて広く世界に貢献することになり、国益に反しないとと言える。

## 事例 2 外国企業との連携の考え方（日本：大学）

**国際産学官連携ポリシー**を2007年度に制定し、研究成果のリリースを英語で発信するなど積極的な活動をすすめている。

## 事例 3 知的財産の取扱の基本スタンス（日本：国研）

知的財産のライセンスの基本スタンスは以下のとおり

- ① 機関単独所有の場合は原則として、国内外問わず非独占のライセンス
- ② 例外として**独占的通常実施権を付与する場合は、日本企業を優先**とする
- ③ 外国企業との共有特許の場合は、相手企業に独占を認めない

## 事例 4 知的財産技術移転の基本スタンス（日本：大学）

外国企業へのライセンスは、具体的な対応として内規を定め、以下の場合に限り実施している。

- ① 非独占のライセンスの場合
- ② 相当な技術移転活動にもかかわらず、**国内では技術移転先が見出せなかった技術の外国企業への独占的ライセンス**
- ③ 市場において国内企業と競合しない技術の外国企業への技術移転
- ④ 国内において技術移転先が容易に見出せない技術の外国企業への技術移転
- ⑤ 特許を共有する国内企業の希望による外国企業への技術移転
- ⑥ 海外の日系企業への技術移転
- ⑦ 日本発技術の世界標準化や世界普及に貢献する技術の外国企業への技術移転

## 事例 5 知的財産の取扱の基本スタンス（日本：大学）

特許の活用状況などの管理を継続的に実施するため、国内企業、外国企業を問わず、ライセンス特許は大学で資産管理している。**外国企業に対して独占的実施権の付与は行う場合があるが、特許の譲渡はしない。**

## 事例 12 専門人材の育成（日本：大学）

外国企業との産学連携の実施は例年数件で、専門人材の配置は運営上難しい。よって、研究、教育全般の外国政府や外国企業、研究機関との交渉や手続き、契約等を担当する人材を**海外連携業務担当**として公募で採用し、育成している。具体的には、語学に堪能で、業務への意欲と関心が高い担当が業務を経験しつつ、スキル向上することを目指す。独立行政法人日本貿易振興機構（通称：JETRO）実施のセミナー参加や、顧問弁護士のOJTにより経験向上を図っている。

## 事例 13 サテライトオフィスに専門人材配置（日本：大学）

東京にサテライトオフィスを設置し、**連携活動を担当する専門人材**を常駐させている。大学の研究シーズに知見のある担当者は、首都圏周辺の国内外企業の技術探索担当者に直接会って大学の研究シーズを紹介し、企業と研究者をつないでいる。地道な活動を通して、外国企業との連携が増加している。

## 事例 14 仲介会社と連携（日本：大学）

英国の技術移転サポート会社と提携し、**外国企業へのライセンスの仲介を依頼**している。仲介などにより共同研究もしくはライセンスの実施を判断した後に、外国企業との契約交渉の際には、学内の担当者が直接交渉する場合と、**国内にある仲介交渉を専門とする会社に委託**する場合がある。

## 事例 16 専門人材の活用（米国：大学）

マサチューセッツ工科大学は、企業との長期的関係を構築する産学連携の会員組織（ILP：Industrial Liaison Program）を有し、データベースと人的なつながりで連携を推進している。

ILPにおいて企業との橋渡しをする職員であるIndustrial Liaison Officer（ILO）は、博士号を取得している人材が多く、アカデミアもしくは産業界において平均15年以上の業界知見を持ち、担当企業の立地地域の言語や文化に精通している。各自約7-10社の担当企業を受け持ち、大学との連携をサポートしている。あわせて、大学の担当学部を受け持ち、各学部での最新の研究内容や教育活動を常に把握している。それら相互の情報から、担当企業の関心テーマ即した、適切な学部への連携の役割を果たしている。

## 事例 19 会員組織（ILP）の構築（米国：大学）

マサチューセッツ工科大学の企業との長期的な関係を構築する会員組織（ILP）には、世界中の200～400の有力企業が参加している。ILPはカンファレンス・ワークショップの開催、企業との個別ミーティングなどの活動を実施し、共同研究の多くはILP経由で実現されている。会員企業と大学をつなげる役割はILPの職員であるILOが担う。ILOは50名程度在籍しており、大学内の研究者とのリエゾンのサポートしている。

企業がILPに参加するメリット

- ① 学生の将来的な雇用
- ② 大学保有のデータベースへのアクセスが可能
- ③ 大学の研究者からのコンサルティングサービス

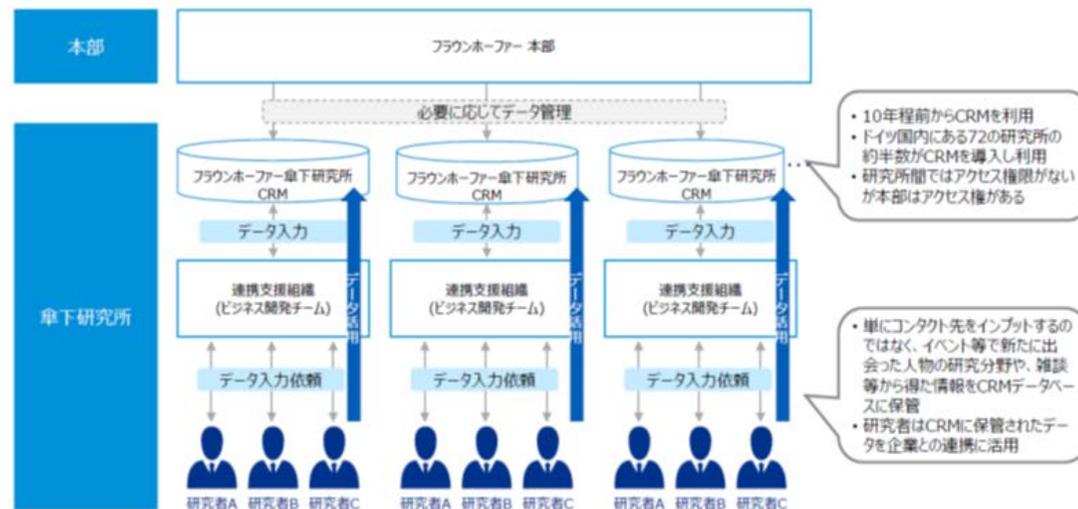
ILPのイメージ



## 事例 20 CRMシステム活用（ドイツ：公的研究機関）

フ라운ホーファーの共同研究企業は、過去に連携実績がある企業や研究者の既存のレーションが有力候補となる。同研究機関では、約10年前からCRM（Customer Relationship Management）データベースを活用しており、傘下の研究所のうち約半数がCRMデータベースを導入し、情報を検索できる仕組みを構築している。研究所単位でCRMデータベースが構築され、本部は各研究所のデータベースにアクセスすることができる。

研究者はCRMシステムを企業との連携時に活用している。CRMデータベースは、企業とのコンタクト情報のみならず、展示会やカンファレンスで新たに出会った人物の研究分野や雑談等から得た情報も登録して研究所内で共有している。



## 事例 21 CRMデータベースの活用（シンガポール：大学）

南洋理工大学では、大学内に独自のCRMデータベースを保有しており、「卒業生（外国企業勤務の卒業生も特定可能）」「過去の連携相手」「外国企業による寄付実績」等の情報を管理している。また、PR活動も積極的に実施しており、セミナーや卒業生のミーティングを開催し、企業との接点を増やしている。

## 事例 22 コストに見合う費用請求（米国：大学）

カリフォルニア大学サンディエゴ校では、外国出願はコストが高いため、積極的には行っていない。共同研究による成果の知的財産化は、技術移転室（TTO）が担うが、その**コストに見合う費用を共同研究先に要求**をしている。

## 事例 23 間接経費率の上乗せ（日本：大学）

直接経費に対して20%を間接経費（内訳：「受入・執行管理経費」「契約・知財マネジメント経費」「契約業務事務経費」とした。以下の場合**は例外として、間接経費率を30%**としている。

- ① URAが共同研究の進捗管理を行い、四半期毎に研究の進捗状況の報告を企業が希望する場合
- ② **国際共同研究を相手国言語で契約を締結する場合**

## 事例 11 国際法務担当部署の設置（日本：大学）

外国企業の信用調査に際しては、現地の言語に精通している専門人材により、英語のホームページだけでなく、**現地語のページを確認することで、相手企業の実態を把握**。契約金額が大きい場合や、独自調査で判断が難しいなど、より慎重な対応が必要な時には、**信用調査会社に依頼**することもある。

## 事例 24 連携企業の信用調査（日本：国研）

企業から共同研究の申し出があった際、研究者は共同計画書を作成し、産学連携の事務部門に提出する。当該部門では、**企業概要、財務情報、口コミ、信用調査会社の情報を集めて調査を行う**。外国企業の場合は、**より慎重に調査**を行い、総合的に勘案して断る場合もある。また、共同研究計画書は、**安全保障貿易管理のチェックリストも兼ねて**おり、計画書作成の際に疑問な点がある場合には、安全保障貿易管理担当に情報が届くことになっている。

## 適正なアプローチに基づく連携の促進

- ・グローバルな技術革新競争を勝ち抜くためには、国内外を問わず有力な企業との連携が不可欠
- ・国内に有力な企業がない分野、外国企業が世界的なシェアを有する分野においては特に重要
- ・「意図せざる技術流出」を防ぐことは連携の必須条件
- ・法令遵守に加えて、リスクマネジメント体制の確保が必要
- ・それぞれの機関に合った外国企業との連携

### 参考：

「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン—適正なアプローチに基づく連携の促進—  
(中間とりまとめ)」

「戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）をはじめとする研究開発プロジェクトにおける外国企業との連携に関する調査」

(内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 科学技術政策 > オープンイノベーション > 公共調達や研究開発の活用に係る取組)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/procurement/project/index.html>